

高知県震災復興都市計画指針の概要

◎目的

- ・南海トラフ地震等による大震災発生後の迅速な都市の復興
⇒県・市町村職員連携による復興体制の強化
⇒復興まちづくりを進める職員の対応力向上

◎構成（指針としてとりまとめ）

発災後に活用する
行動マニュアル

【手続き編】

被災調査から建築制限、都市計画決定等まで行動手順

【計画編】

復興事業メニュー、法的な課題など（※高台移転を含む）

◎スケジュール

- ・平成26年度 指針【手続き編】の策定
- ・平成27年度 指針【計画編】の策定
- ・平成28年度以降 指針に基づく「模擬訓練」の実施
（4市町/年×5年＝20市町※予定）
⇒模擬訓練による指針のバージョンアップ

◎位置付け

- ・高知県地域防災計画
- ・高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例
- ・高知県南海トラフ地震対策行動計画
(平成25年度～平成27年度) など

南海トラフ地震等の大震災発生

高知県復興方針（発災後）

市町村復興計画（発災後）

➤
即して

都市の
復興 (※)

生活の
復興

住宅の
復興

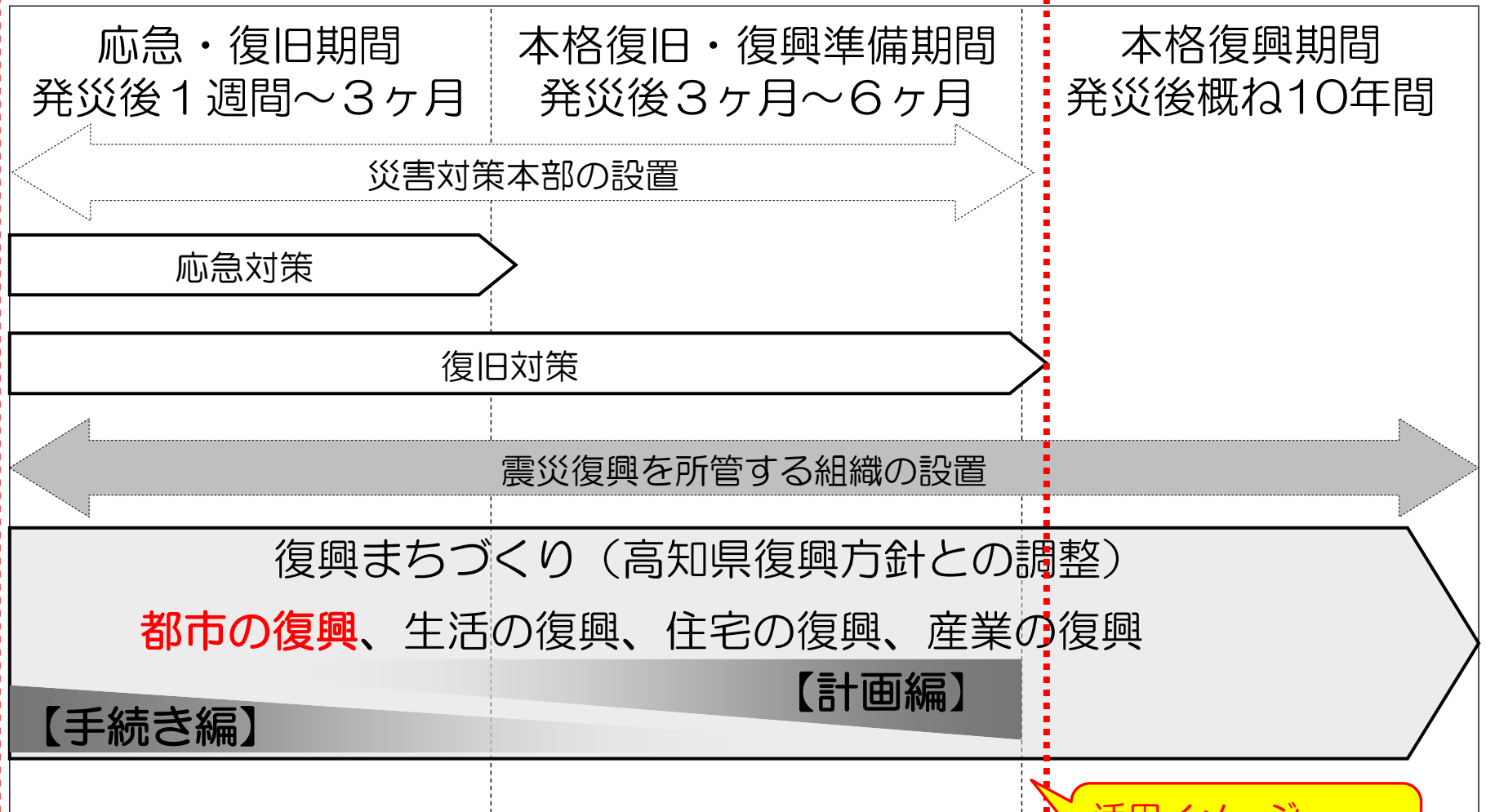
産業の
復興

〇〇の
復興

復興まちづくりの根幹となる迅速な「都市の復興」

(※) 都市基盤や土地利用などの「都市計画」に関わる復興
〇〇…福祉、医療、教育、観光など

◎復興まちづくりと本指針の活用イメージ



【手続き編】

被災調査から建築制限、都市計画決定等まで行動手順

【計画編】

復興事業メニュー、法的な課題など（※高台移転を含む）

活用イメージ
(発災後6カ月)

◎指針【手続き編】のねらい

時系列に沿った具体的な県・市町村職員の行動手順を明確化
⇒被災直後から震災関連業務に忙殺（担当職員の被災も想定）

南海トラフ地震等の大震災発生

●第1段階
(発生後1カ月以内)

復興まちづくり

被災建築物等の調査
復興地区区分の検討
都市復興基本方針策定・公表
第一次建築制限区域

●第2段階
(発生後2カ月以内)

都市復興基本計画（骨子案）策定・公表
第二次建築制限区域
または災害危険区域（移転促進区域）

●第3段階
(発生後6カ月目途)

都市復興基本計画策定・公表
地区の復興まちづくり計画の策定

●模擬訓練の実施
●事前復興計画づくり
平時における「事前の準備」

的確かつ速やかな復興手続き（被災住民との合意形成）

【参考】宮城県内の被災市町村

- ・東日本大震災発生後9ヶ月以内（平成23年12月）に約80%が復興計画を策定
- ・発生後約1年（平成23年度末）で全市町村が復興計画策定が終了

※東日本大震災における被災地方公共団体の復興計画の分析調査報告書（平成24年3月）内閣府（防災担当）

